

特別定額給付金

国の緊急経済対策に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

申請方法などの詳細は、5月中旬に世帯主様あてに郵送した申請書をご覧ください。

● 給付対象者

4月27日現在、本村の住民基本台帳に記録されている方

● 給付金額

給付対象者一人につき10万円

● 給付方法

原則、銀行口座への振り込み（世帯全員分を申請した口座に一括して支給します。また、口座への振込みは、申請書の受理から3週間程度を目安にしてください。）

● 申請方法

① 郵送による申請

② オンラインによる申請

③ 役場窓口へ申請（感染症拡大防止策として郵送またはオンラインによる申請にご協力をお願いします。）

● 申請受付期間

令和2年5月12日（火）～令和2年8月11日（火）【当日消印有効】
受付期間を過ぎると、給付ができませんとなりますので、ご注意ください。

まだ申請書が届いていない方は、総務部総務課へご連絡ください。

● 問合せ先

総務部総務課

特別定額給付金などの給付を装った「振り込み詐欺」や「個人情報」の詐取に注意してください。

国民健康保険・後期高齢者医療に加入している方へ

新型コロナウイルスに関する傷病手当金について

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、その療養のため勤務することができなかつた場合、傷病手当金を支給します。

● 支給日数

勤務できなくなつた日から3日間を過ぎた日から勤務できない期間のうち、勤務予定であった日。

● 支給額

（直近の連続した3ヶ月間の給与収入の合計額÷勤務日数）×2/3×支給日数

※給与収入の全部または一部を受け取ることができない方は、その期間は支給しません。ただし、その給与収入が傷病手当金の支給額より少ない場合は、差額を支給します。

● 適用期間

1月1日から9月30日までの間で療養のため勤務できなかった期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6ヶ月まで

● 申請方法

申請書、事業主の証明書、医師の意見書（医療機関を受診したとき）などが必要になります。事前に電話でご相談ください。

● 問合せ先

民生部住民課

雇用調整助成金に関する個別相談会のご案内

商工会では、新型コロナウイルス感染症により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を対象として、雇用調整助成金等の支給申請に関する手続きの個別相談会を開催いたします。事前予約制ですので、ご希望の方はあらかじめ商工会までご連絡ください。

● 日 時

6月2・9・16・23・30日（火）
午前10時～午後3時

（1事業者 1時間程度）

● 場 所

産業会館2階 会議室

● 相談員

社会保険労務士 栗元貴司氏

● 問合せ先

飛鳥村商工会





新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例制度について

○猶予制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、村税の徴収猶予制度を受けられる場合があります。

●対象となる方

以下の①、②のいずれも満たす納税者、特別徴収義務者が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、**事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。**
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。

●対象となる村税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税の税目が対象になります。

●申請手続き

令和2年6月30日（火）、または、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。

申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりお伺いします。

※他の保険税・保険料・使用料についても猶予制度がありますので、各担当課にご相談ください。

○減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、収入が減少した方は、減免制度を受けられる場合があります。

●対象となる保険税、保険料

- ◆国民健康保険税
- ◆後期高齢者医療保険料
- ◆介護保険料

●対象となる方

以下の①または②のいずれかに該当するに至った方が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる方

※詳細についてはご相談ください。

◎個人住民税の減免制度については、14から15ページをご覧ください。

対象となる税等	担当課
個人住民税 法人住民税 固定資産税 軽自動車税	総務部税務課
国民健康保険税 後期高齢者医療保険料	民生部住民課
介護保険料	すこやかセンター内 福祉課
農業集落排水処理施設使用料	開発部建設課

※申請は6月下旬を予定しています。

警察からのお知らせ

けいさつ だより



飛島村内犯罪状況 (令和2年4月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
4月	0	0	0	0	0
1~4月	1	0	0	2	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
4月	0	0	0	0	0
1~4月	0	0	1	0	0
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
4月	0	1	0	0	
1~4月	1	3	0	1	